

19 言語聴覚士学校養成所指定規則および指導ガイドラインの改正に対応した 言語聴覚学科のとりくみ

学院 言語聴覚学科 下嶋哲也、小野久里子、坂田善政、成田あゆみ

本年度、「言語聴覚士学校養成所指定規則（3月29日省令公布）」および「指導ガイドライン（5月24日医政局通知）」が改正された。言語聴覚士が国家資格化され、当学科が言語聴覚士法第33条第5号に基づく言語聴覚士養成校第1号として認可された平成9年以来、26年を経て初めての改正である。本発表では、法改正に対応する言語聴覚学科の取り組みについて報告する。

令和4年1月28日、日本言語聴覚士協会と全国リハビリテーション学校協会の要望書に基づき、厚生労働省に「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」が設置され、令和5年8月30日まで1年7ヶ月間、計8回に渡って検討会が重ねられ、報告書（令和5年9月19日）をふまえて法改正が行われた。改正のおもな内容、当学科の準備／計画は下表のとおりである。

論点	項目	旧	新	規則/ガイドライン 適用時期	準備/計画
教育内容・単位数	単位数	73単位	81単位	令和8年4月	令和5年度 草案 令和6年度 原案・時間割シミュレーション 令和7年度 学則変更・県への申請
	科目数	18科目	20科目 追加：地域言語聴覚療法、リハビリテーション管理学	令和8年4月	令和5年度 草案 令和6年度 原案作成・講師選定 令和7年度 学則変更・県への申請
臨床実習のあり方	単位数	12単位（480時間） 320時間は病院・診療所	15単位（600時間、1単位評価等） 2/3は医療提供施設 8単位は病院・診療所	令和9年4月	令和6年度 臨床実習施設開拓 令和7年度 臨床実習評価計画立案
	臨床実習指導者要件	免許取得後5年以上の実務経験者 専従職員	免許取得後5年以上の実務経験者 専従職員 ハラスメント防止努力義務 臨床実習指導者講習会受講	令和9年4月	令和6年度 講習会実施案作成 令和7年度 講習会実施 令和8年度 講習会実施
教員に関する事項	専任教員数	4名	5名	令和9年4月	令和6年度 人員要求継続 令和7年度 配置あれば公募 令和8年度 配置あれば採用
	専任教員要件	専任教員のうち2名は、免許を受けた後5年以上言語聴覚士としての実務経験をもつ言語聴覚士有資格者であること	以下のいずれか (1)実務5年+大学で教育学4単位 (2)実務3年+大学院で教育学4単位 (3)実務5年+指定講習修了	令和8年4月	(令和8年度 講習会受講)
	臨床実習調整者	なし	専任教員から配置	令和8年4月	令和7年度 科内配置・令和8年度計画立案
その他	備品	28品目	32品目 廃止10品目、追加14品目 追加のうち実習施設で使用できれば所有義務なし8品目	令和8年4月	令和3年度 インピーダンスオージオ更新 令和4年度 補聴器特性試験装置(1)更新 騒音計更新 令和5年度 補聴器特性試験装置(2)更新

【学科の取り組み】

(1) 専任教員配置増：学科および学院事務室では改定に向けた動きの情報があった令和2年度頃から情報共有を継続し、令和6年度・7年度人員要求で2回のヒアリングを経ている。令和8年度の新カリキュラム適用（法定8単位150時間増）に伴い、新（令和8年度入学生）旧（令和7年度入学生）の二重のカリキュラムを並行しながら円滑に実施するとともに、令和9年度の新臨床実習計画を策定するため令和8年度人員要求準備を進めている。(2) 新カリキュラム策定：すでに草案・原案は作成しており、科内で内容を検討している。(3) 臨床実習指導者講習会：埼玉県士会および埼玉県内の他養成校と連携し、オンラインでの開催準備および日本言語聴覚士協会・厚生労働省への開催申請準備を進めている。(4) 備品：継続的・計画的に、老朽化した機材等を更新し、改定規則に適するよう新規の備品も要求している。